

広島中央商工会

2020年3月号
広島県央商工会
☎082-437-0180
<http://skk.hh-kenoh.jp/>
E-mail kenoh@hint.or.jp

新型コロナウイルス感染症関連の各種支援施策



- 経営相談窓口を広島県央商工会に設置
- 資金繰り支援
 - 信用保証：②セーフティーネット保証枠増額
 - 売上前年同月比20%以上減少
 - 売上前年同月比5%以上減少（宿泊業・飲食業等40業種が対象）
 - 危機開通保証枠新設
- 各金融機関・信用保証協会の審査があります。

②融資：⑦民間金融機関

①セーフティーネット保証枠増額

i. 売上前年同月比20%以上減少 ii. 売上前年同月比5%以上減少（宿泊業・飲食業等40業種が対象）

④危機開通保証枠新設

※上記記載以外の各種支援策は、広島県央商工会HPインフォメーションに概略を掲載していますのでご覧ください。

①日本政策金融公庫

△0.9%引き下げ

売上年前年同月比5%以上減少している方

詳細は、各金融機関へお問い合わせください。

③雇用調整助成金の特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成されます。
助成内容：助成率）中小企業2/3

支給限度限度日数）1年間で100日（3年間で150日）

詳細は、厚生労働省「雇用調整助成金で検索してください。」又は、職業対策課へお問い合わせください。☎082-502-7832

売上年前年同月比5%以上減少している方

小規模事業者持続化補助金 及び ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金 公募開始！



公募要項 申請書	小規模事業者持続化補助金 広島県央商工会 HP インフォメーションに掲載	ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金 広島県央商工会 HP インフォメーションに掲載
締切日	1次締切 令和2年3月31日(火)〔当日消印有効〕 2次締切 令和2年6月5日(金)〔当日消印有効〕 3次締切 令和2年10月2日(金)〔当日消印有効〕 4次締切 令和3年2月5日(金)〔当日消印有効〕	1次締切 令和2年3月31日(火)17時 2次締切 令和2年5月予定 3次締切 令和2年8月予定 4次締切 令和2年11月予定 5次締切 令和3年2月予定
※申請方法は、電子申請のみ		
事業実施期間	1次締切 交付決定日から令和2年12月31日(木) 2次締切 交付決定日から令和3年3月31日(水) 3次締切 交付決定日から令和3年7月31日(土) 4次締切 交付決定日から令和3年11月30日(火)	一般型 交付決定日から10ヶ月以内
資金用途	策定した経営計画に基づいて実施する、地道な販路開拓等のための取り組みであること。販路開拓等の取り組みとあわせて行う業務効率化(生産性向上)のための取り組みであること。	中小企業・小規模事業者が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賞上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行ったための設備投資等
対象事業所	製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者(会社及び個人事業主)であり、常時使用する従業員の数が20人以下(卸売業・小売業・サービス業・宿泊業・娯楽業は除く)に属する事業として営む者については5人以下)	日本国内に本社および実施場所を有する中小企業者(公募要領P4参照) 以下を満たす3~5年の事業計画の策定及び実行
参考)小規模事業者の定義		①付加価値額:3%以上/年 ②給与支給総額:1.5%以上/年 ③事業場内最低賃金>地域別最低賃金+30円
販売業・小売業	常時使用する従業員の数 5人以下	
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数 5人以下	
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下	
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下	
補助上限額	50万円	一般型 100万円から1000万円
補助率	2/3以内	設備投資必要 中小企業 1/2以内 小規模企業者・小規模事業者 2/3以内 ※条件あり

各種補助金申請書作成 個別支援

小規模事業者持続化補助金 及び ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金の申請を検討されている方は、4月15日(木)までに当商工会へご連絡ください。ご連絡頂いた事業所の方には、後日、日程調整の上、専門家の個別指導(無料)をさせて頂きますので、(個別指導日には、申請書をできる限りの範囲で記載してください。) 但し、希望者が多数の場合は、先着順とさせて頂きますので、ご了承ください。

優良従業員表彰推薦者募集

第7回セントルマルシェ

全国商工会連合会・広島県商工会連合会において、当会員事業所に勤務されている優良従業員表彰の推薦者の募集をしています。

下記の表彰基準に該当する従業員がいらっしゃる事業所は、是非、推薦書（商工会で用意しています）を、ご記入の上4月10日（金）までに、商工会へご提出してください。なお、詳細や推薦書が必要な事業所は、商工会へご連絡ください。

1. 全国商工会連合会長 優良従業員表彰対象従業員

商工会地区の優良従業員で、次の要件のいずれにも該当

- ①商工会の会員である商工業者の従業員
- ②同一商工业者の下に引き続き30年以上勤務、勤務成績が、優秀であって、経営者の信頼が厚いと認められる者

2. 広島県商工会連合会会長 商工会地区優良従業員

商工会地区内の商工业者の従業員としてその事業の振興に寄した功績顕著と認められた者

- ①商工会の会員である商工业者の従業員
- ②同一商工业者の下に引き続き15年以上勤務し、勤務成績が優秀であって、経営者の信頼が厚いと認められる者

有給休暇の取得義務化

労働基準法では、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的として、一定の要件を満たす労働者に対し、毎年一定日数の年次有給休暇を与えることを規定しています。

●年次有給休暇は、労働基準法が改正され、2019年4月から、全ての企業において、年10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要となりました。

●ただし、2019年4月より前に付与していた年次有給休暇については、年5日取得させる義務の対象とはなりません。2019年4月1日以後、最初に年10日以上の年次有給休暇を付与した日（基準日）から、年5日確実に取得させる義務の対象となります。

中小企業 残業時間割増賃金改定

残業時間に関する上限規制が平成31年4月から大企業は施行されましたが、中小企業においては、令和2年4月から下記の割増賃金率に変わりますので、ご注意ください。

	残業が月60時間以内	残業が月60時間超
大企業	25%以上割増	50%以上割増
中小企業	25%以上割増	50%以上割増

レジ袋有料化～令和2年7月施行～

プラスチック製買物袋の排出抑制を促進することを目的に、令和2年7月1日より、小売業に属する事業を行う事業者は、商品の販売に際して、消費者がその商品の持ち運びに用いるためのプラスチック製買物袋（いわゆるレジ袋）を、有料化での配布が義務化されます。レジ袋有料化窓口：[0570-000930](tel:0570-000930)

確定申告所得税・消費税の納付期限

現金納付	5月16日(木)	5月15日(金)
消費税	4月16日(木)	5月19日(火)

令和2年4月19日（日）に、トムミルクファーム（豊栄）にて開催予定でしたセントルマルシェは、新型コロナウイルスの影響を鑑みて、中止の判断をさせて頂きました。

65歳以上の高齢被保険者の雇用保険料の徵収

年齢が65歳以上の雇用保険の被保険者（高年齢被保険者）について、雇用保険料の徵収が免除されました。令和2年4月1日からは、65歳以上の被保険者方も雇用保険料を納めることとなつたため、被保険者本人の負担分を徵収しなければならなくなりましたのでご注意ください。

※令和2年度雇用保険料については4月1日以降に厚生労働省HPをご覧ください。

飲食店等原則禁煙～令和2年4月施行～

令和2年4月1日より飲食店等のお店は、原則禁煙及び標識の掲示義務（喫煙室の入口、お店の入口）となり、下記のように5種類の店舗に分類されます。～詳細は厚生労働省のHP参照～

1. 屋内禁煙 店舗
2. 喫煙専用室 店舗
3. 加熱式タバコ専用喫煙室 店舗
4. 喫煙可能室 店舗
5. 喫煙目的室 店舗（バー、スナックでタバコの販売許可を持ち、主食と認められる食事の提供をしていないお店）

但し、喫煙可能室 店舗は、下記①②両方に該当する場合は、店舗内の喫煙（喫煙可能室 店舗）が経過措置として可能ですが、喫煙可能室設置施設の届出の提出が必要

①資本金又は出資の総額が 5000万円以下
②客席面積が 100 m²以下

協会けんぽの保険料率 改定

令和2年度の協会けんぽの健康保険料及び介護保険料率は、令和2年3月分（4月納付分）から下記のとおり変更となります。
給与・賞与：健康保険料率 10.01%・介護保険料率 1.79%

職員の異動のお知らせ

令和2年4月1日付で、福富・豊栄地区担当課長近藤靖之氏（平成25年4月着任）が、吳広域商工会へ転勤となります。後任として三原臨空商工会から岸本敏和氏が着任いたします。

広島県央商工会新規会員紹介

令和元年度（4月1日～3月25日の間）に加入された新規会員8事業所を別紙にてご紹介いたします。

今後の行事予定

広島県央商工会監査会
広島県央商工会役員会
広島県央商工会総代会

5月初旬～中旬
5月初旬～中旬
5月下旬

次回会報6月上旬発行予定